

住まいの地震保険の概要

1. 地震保険とは・・・自助を基本としつつ、再保険を通じ政府が支援する制度

- (1) 地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償
- (2) 法律（「地震保険に関する法律」）に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営
- (3) 一定規模以上の支払保険金が生じた場合、保険金の一部を政府が負担（政府再保険）
- (4) 地震災害による被災者の生活の安定に寄与することが目的

2. 地震保険の必要性・・・震災等に対する経済的備えとして基幹的な制度

- 火災保険では、地震による火災（延焼・拡大を含む）は補償されない。
【理由】地震リスクは、次の3点から通常の損害保険になじまない性質を有する。
 - ①巨大損害の可能性、②発生時期・頻度の予測の困難性、③広域災害の可能性
- ⇒ 政府と民間の共同運営による「地震保険」が必要

3. 地震保険の誕生と改善

- 1964（S39）年 新潟地震発生（これを契機に地震保険創設への要望が高まる）
- 1966（S41）年 「地震保険に関する法律」制定、地震保険制度発足（全損のみ補償）
- 1980（S55）年 補償範囲の拡大（全損に加え、半損も補償）
- 1991（H3）年 補償範囲の拡大（全損・半損に加え、一部損も補償）
- 1996（H8）年 家財の補償内容の改善、契約金額の限度額引上げ
- 2001（H13）年 保険料一部引下げ、建物の耐震性能に応じた割引制度（建築年割引・耐震等級割引）導入
- ◆ 2007（H19）年10月（予定）保険料の改定、割引制度拡充（免震建築物割引・耐震診断割引）

※ 5. 料率改定の内容（2007年10月1日以降）（P3）参照

4. 地震保険の内容

(1) 補償対象

居住用建物と生活用動産（家財）が対象

※ 工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物には、地震保険は契約できない。

(2) 支払対象の損害

地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償

(3) 契約方法、契約金額

① 火災保険とセットで契約

② 地震保険の契約金額は、火災保険の契約金額の30%～50%の範囲内で決める。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となる。

(4) 保険料と割引制度（現在の内容）

（リスクに応じた保険料区分）

建物の構造が木造か非木造（鉄筋コンクリート造・鉄骨造）かの2区分、および都道府県別に危険度が1等地から4等地の4区分により異なる。

（建物の耐震性能に応じた割引制度）

建築年割引：昭和56年6月1日以降に新築された建物 10%割引
耐震等級割引：住宅の耐震等級に応じて10～30%割引

<保険料例：建物構造・都道府県により異なる>

	契約金額	保険料
建物	1,000万円	5,000円～35,500円
家財	500万円	2,500円～17,750円
合計	1,500万円	7,500円～53,250円

※上記保険料から耐震性能に応じて左記の割引が適用される場合がある。

(5) 保険金の支払

損害が建物・家財の時価の何割に達したかによって、「全損」、「半損」、「一部損」に区別される。「全損」の場合は契約金額の全額、半損の場合は契約金額の50%、一部損の場合は契約金額の5%が支払われる。

(6) 1回の地震等による総支払限度額

5兆円 ※ 関東大震災クラスの大地震が発生しても保険金の支払に支障がないよう設定（見直し）されている。

5. 料率改定の内容（2007年10月1日以降）

（1）料率の改定

◆損害保険料率算出機構による地震保険料率の算出方法の全面的見直しの結果に基づく改定

＜算出方法の見直し＞

政府の地震調査研究推進本部による「確率論的地震動予測地図」（ハザードマップ）を活用して算出

【現 行】

過去約500年間に発生した375の被害地震による被害想定（保険金支払予測）を基に料率算出

【新手法】

今後発生し、被害をもたらす可能性のあるすべての地震を対象に料率算出（約73万震源モデル）

◆全国平均で7.7%の引き下げ

最大引上げ率：30%、最大引下げ率：▲63%

（2）割引制度の拡大

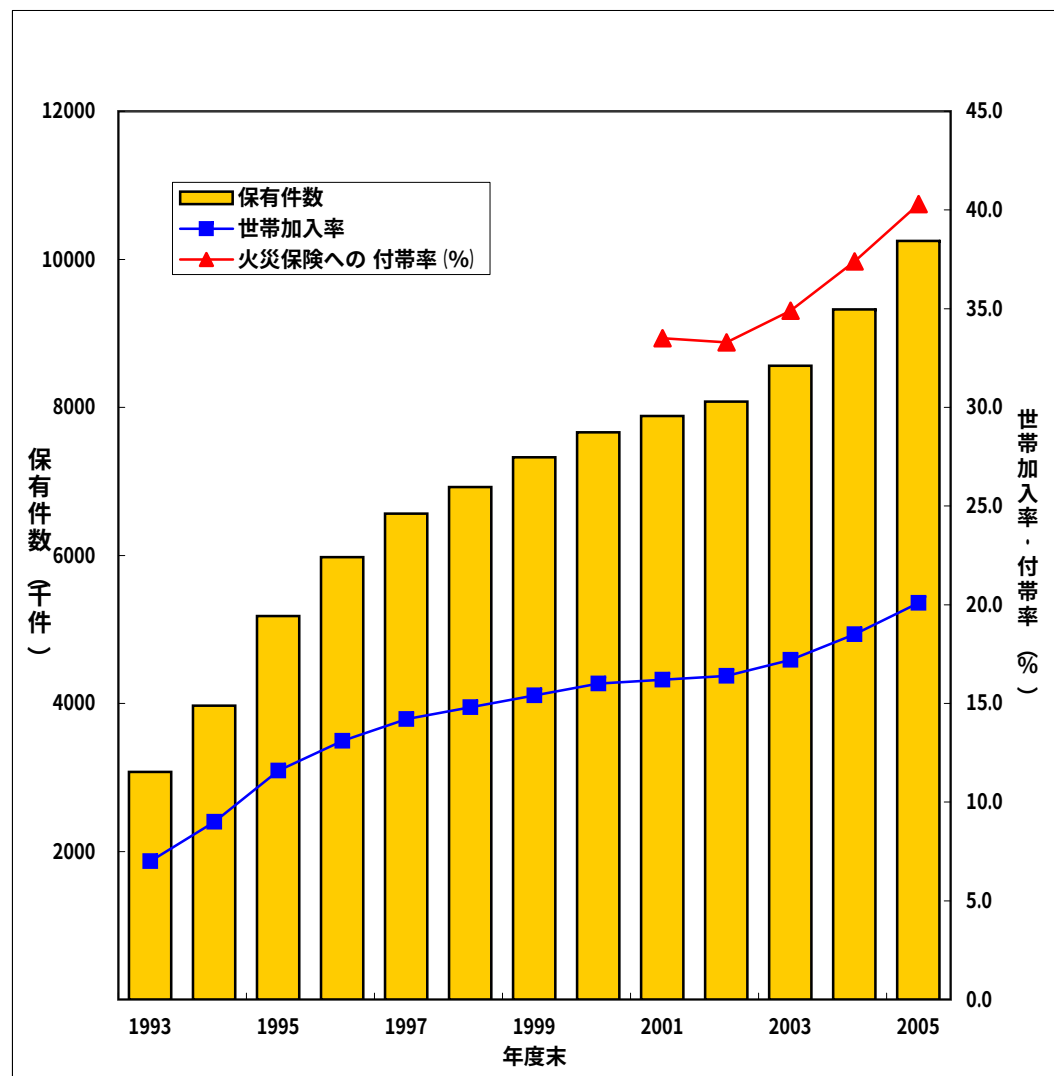
免震建築物割引：30%割引	耐震診断割引：10%割引
対象：住宅性能表示制度（住宅性能評価書）により、免震建築物と評価された建物および収容家財	対象：耐震診断または耐震改修により、現行耐震基準に適合していると確認された建物および収容家財

（3）実施日

2007年10月1日以降危険開始の契約より適用

(ご参考) 地震保険の契約件数・世帯加入率・付帯率の推移

	世帯数	契約件数	世帯加入率 (%)	火災保険への 付帯率 (%)
1993 年度	43,665,843	3,075,149	7.0	
1994 年度	44,235,735	3,968,835	9.0	
1995 年度	44,830,961	5,181,407	11.6	
1996 年度	45,498,173	5,975,416	13.1	
1997 年度	46,156,796	6,565,221	14.2	
1998 年度	46,811,712	6,923,684	14.8	
1999 年度	47,419,905	7,325,847	15.4	
2000 年度	48,015,251	7,664,480	16.0	
2001 年度	48,637,789	7,883,873	16.2	33.5
2002 年度	49,260,791	8,078,780	16.4	33.3
2003 年度	49,837,731	8,564,002	17.2	34.9
2004 年度	50,382,081	9,324,901	18.5	37.4
2005 年度	51,102,005	10,246,735	20.1	40.3



- (注) 1. 契約件数は、各年度末の地震保険保有契約件数に基づく(証券単位)
 2. 世帯加入率は、年度末の地震保険契約件数を当該年度末の住民基本台帳に基づく世帯数で除したもの。
 3. 火災保険への付帯率は、当該年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に地震保険契約が付帯されている割合。

(出典) 損害保険料率算出機構調べ

地震への 備え 大丈夫？

地震で起きた火災は、
火災保険では
補償されないって
ホント？

そうだよ。
だから地震保険が
必要なんだ。



地震保険って、
地震のほかに
役立つの？

津波や噴火で
おうちが壊れたときにも
補償してくれるんだ。



そうか、
地震保険に
入りやすいんだね。

地震保険料が
所得から控除されて、
税制上のメリットが
あるんだよ。



もっとくわしく
知りたいんだけど。

地震保険については
こちらへどうぞ。

地震保険をはじめ、損害保険に関することは、お気軽に次のフリーダイヤルへご相談ください

日本損害保険協会 そんがいはけん相談室 **0120-107808**

受付時間：午前9時～午後6時（月～金曜日、祝祭日を除く）

社団法人 日本損害保険協会 会員会社（50音順）

あいおい損保
朝日火災
共栄火災
ジェイアイ
スミセイ損保

セコム損害保険
セゾン自動車火災
ソニー損保
損保ジャパン
そんぽ24

大同火災
東京海上日動
トア再保険
日新火災
ニッセイ同和損保

日本興亜損保
日本地震
日立キャピタル損保
富士火災
三井住友海上

三井ダイレクト
明治安田損保

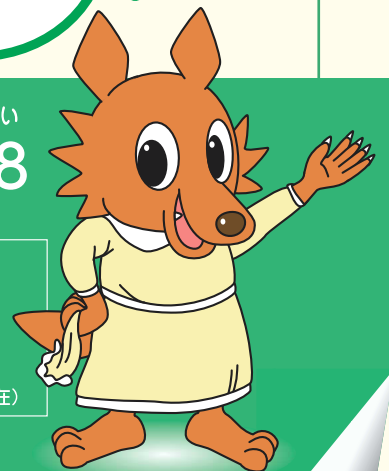
（2007年1月現在）

社団法人 日本損害保険協会

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9 URL <http://www.sonpo.or.jp>

赤防災ずきんちゃん

オオカミくん





地震保険って何？

地震・噴火・津波

地震保険では、**地震・噴火・津波**による損害（火災・損壊・埋没・流失）に対して保険金をお支払いします。

<お支払い例>



地震により**火災**が発生し家が焼失した



地震により家が**倒壊**した



津波により家が**流された**

※保険金をお支払いできない場合

- ・故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- ・地震などの際における紛失または盗難による損害
- ・戦争、内乱などによる損害
- ・地震などの発生日から10日経過後に生じた損害

地震保険はなぜ必要？

火災保険では、建物・家財の火災などを補償しています。しかし、**地震による火災は、火災保険では補償されません**。したがって、地震に備えるには**地震保険が必要**です。



火災の原因

火災保険

地震保険

地震・噴火・津波

×*

○

上記以外

○

×

*地震などにより延焼・拡大した火災損害も補償されません。

公共性の高い保険

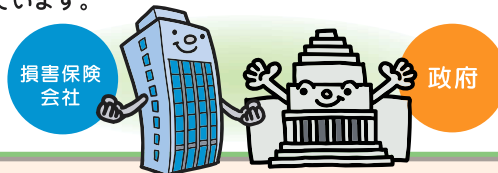
地震がおこると、建物が倒壊したり、交通機関や電気・ガス・水道などのライフラインが寸断されるなど、普段の生活に戻るには大変な苦勞があります。

地震による被災者の生活ができるだけ早く安定するよう、その手助けを目的として「**地震保険に関する法律**」が1966年に制定されました。

地震保険は、この法律に基づいて、政府と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険です。

政府のバックアップ

地震がおこると、多くの建物が一度に被災するため、お支払いする保険金が巨額になるおそれがあります。地震保険では、巨額の保険金の支払いに備えて**政府がバックアップ**しています。



火災保険 + 地震保険

地震保険は、**単独では契約できません**。火災保険にセットして契約する必要があります。

火災保険



地震保険

現在ご契約の火災保険に地震保険をセットしていない場合、火災保険の**契約期間の中途でも地震保険を契約**することができます。

対象となるもの

次のものに地震保険を契約できます。

建物



※住居のみに使用される建物および併用住宅

家財



※30万円を超える貴金属・宝石などは含まれません

契約金額

火災保険の契約金額の30%～50%の範囲内

契約金額の限度額

建物：**5,000万円**・家財：**1,000万円**

※専用店舗・事務所などの建物およびその建物に収容される動産は対象となりません。



保 険 料

保険料は、所在地（都道府県）と建物の構造により異なります。また、割引制度もあります。

所在地（都道府県）

都道府県別に4つに区分されています。

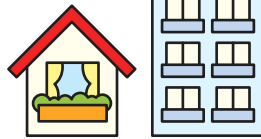
1等地	北海道・福島・島根・岡山・広島・山口・香川・福岡・佐賀・鹿児島・沖縄
2等地	青森・岩手・宮城・秋田・山形・茨城・栃木・群馬・新潟・富山・石川・山梨・鳥取・愛媛・徳島・高知・長崎・熊本・大分・宮崎
3等地	埼玉・千葉・福井・長野・岐阜・愛知・三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
4等地	東京・神奈川・静岡

建物の構造

建物の構造により2つに区分されています。

○非木造
(鉄筋コンクリート造・鉄骨造など)

○木造



割引

建物の耐震性能に応じた割引制度があります。

○建築年割引
(10%割引)

1981年6月以降に新築された建物

○耐震等級割引
(10～30%割引)

住宅の耐震等級
(耐震等級1～耐震等級3)を受けた建物

※割引はいずれか一方の適用になります。

年間保険料 (契約金額100万円あたり)	非木造(鉄筋コンクリート造・鉄骨造など)		木 造		割 引	
	建物	家財	建物	家財	建築年割引	10%割引
1 等 地	500円	500円	1,200円	1,200円	耐震等級1	10%割引
2 等 地	700円	700円	1,650円	1,650円	耐震等級2	20%割引
3 等 地	1,350円	1,350円	2,350円	2,350円	耐震等級3	30%割引
4 等 地	1,750円	1,750円	3,550円	3,550円	上記以外	割引なし

《保険料の例》東京都(4等地)にある鉄骨造の建物(1990年新築)に契約金額1,000万円で契約した場合

1,750円[上表保険料より] × 0.9[建築年割引] ⇒ 1,580円(1円単位は四捨五入)

1,580円 × (1,000万円/100万円)[契約金額] = **15,800円**(年間保険料) ⇒ 1日あたり **約43円**

地震保険料控除制度について

2007年1月から「地震保険料控除」が創設され、
払込んだ地震保険料のうち一定の額が、その年の契約者の所得金額から控除されます。

	所得 税	個人 住民 税
控除対象額	地震保険料の全額 (最高50,000円)	地震保険料の1/2 (最高25,000円)
適用時期	2007年分以後の所得税	2008年度分以後の個人住民税

※従来の損害保険料控除は2006年12月末で廃止となりましたが、2006年12月末以前始期の保険期間10年以上の満期返戻金付契約は、2007年1月以後に保険料が変更となる異動がない場合に限り、経過措置として従来の損害保険料控除が適用されます。(所得税は15,000円、個人住民税は10,000円が限度。)

※上記※の経過措置対象契約と地震保険契約の控除額は合算して、所得税は50,000円、個人住民税は25,000円が限度となります。ただし、経過措置の対象となる火災保険に、地震保険を付帯した場合、「経過措置対象契約」または「地震保険契約」のどちらか一方の控除しか受けられませんのでご注意ください。





3

地震がおきたときには？



全損・半損・一部損

建物・家財に「全損」、「半損」、「一部損」の損害が生じたときに保険金が支払われます。

	損 害 の 状 況		支払われる 保険金
	建 物	家 財	
全 損 	基礎・柱・壁・屋根などの損害額が 建物の時価の 50%以上 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 70%以上	家財の損害額が 家財の時価の 80%以上	契約金額の 100% (時価が限度)
半 損 	基礎・柱・壁・屋根などの損害額が 建物の時価の 20%～50%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 20%～70%未満	家財の損害額が 家財の時価の 30%～80%未満	契約金額の 50% (時価の50%が限度)
一部 損 	基礎・柱・壁・屋根などの損害額が 建物の時価の 3%～20%未満 全損・半損に至らない建物が 床上浸水 または地盤面から 45cmを超える浸水	家財の損害額が 家財の時価の 10%～30%未満	契約金額の 5% (時価の5%が限度)

- ※1 時価とは、同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除した金額です。
※2 損害の状況については、損害保険会社の専門の調査員がお伺いし、判定します。
※3 1回の地震による保険金の総支払限度額は5兆円です。この金額は、関東大震災級の地震が発生しても支払保険金の総額がこの額を超えることがないように決定されており適時見直されています。万一、この額を超える損害が発生したときは保険金が減額されることがあります。

地震などにより損害が発生したときは、ご契約の**損害保険会社**
またはお取扱いの**損害保険代理店**までお問い合わせください。

警戒宣言発令後は契約できません

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された後は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物・家財について、新たに地震保険を契約することまたは増額契約することはできません。

保険金をできるだけ早く
公正に支払えるように
3区分にしているんだよ



かけがえない環境と
安心を守るために
(社)日本損害保険協会は
ISO14001を認証取得しました。

R100
古紙配合率100%再生紙を
使用しています。

**PRINTED WITH
SOYINK**
印刷には大豆油インクを
使用しています

自然災害を補償する火災保険



本表は、自然災害に対する火災保険等の一般的な補償内容等を示したもので、損害保険会社・商品により名称・補償内容等が異なります、

	風災・ひょう災・雪災			水 災		
	補償	支払条件	保険金	補償	支払条件	保険金
住宅火災保険	○	損害額が 20万円以上	① 保険金額 $\geq$ 保険価額 $\times 80\%$ ★の場合 ⇒損害額◆の全額	×	—	—
住宅総合保険	○		② 保険金額 $<$ 保険価額 $\times 80\%$ ★の場合 ⇒損害額◆ $\times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times 80\% \star}$	○	損害(額)が ①保険価額の30%以上	① 保険金額★ $\times \frac{\text{損害額}}{\text{保険価額}} \times 70\%$
特約火災保険	○		※いずれも保険金額限度。 ★特約火災保険の場合は、保険価額の70%で計算。	○	②床上浸水で保険価額の15%以上30%未 満	② 保険金額★ $\times 10\%$ (200万円限度) 特約火災の場合は、 保険金額★ $\times 15\%$ (300万円限度)
団 地 保 険	○	—	◆団地保険の場合は、「損害額」を「損害額-3,000円」と読み替え。	×	③床上浸水で保険価額の15%未 満	③ 保険金額★ $\times 5\%$ (100万円限度) ★いずれも保険価額限度。
補償内容を 充実させた 新型の火災保険	○	住宅総合保険等と同じ (損害額が20万円未 満でも補償する商品 あり)	実損害額を補償するなどの商品あり	○	住宅総合保険とほぼ同 じ	①100%補償、②限度額300万円、実損 害額を補償するなどの商品あり

(注) 1. 火災保険では、地震・噴火・津波による損害は、火災損害(延焼・拡大を含む)を含め補償されません。詳しくは「地震への備え 大丈夫?」をご参照ください。
2. 特約火災保険とは、住宅金融支援機構特約火災保険などをいいます。